

# 新型コロナウイルス感染症の影響による休業・離職等による 収入減少した世帯向け 特例貸付のご案内

生活福祉資金貸付制度では、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、貸付の対象世帯を低所得世帯以外に拡大し、休業や失業等により生活資金にお悩みの方々に向けた緊急小口資金等の特例貸付を実施しています。

緊急小口資金の特例貸付の申請受付を労働金庫及び郵便局での取次が行われてきましたが、令和2年9月30日をもち終了しましたので、申請方法等について改めてご案内いたします。

## ■ 緊急小口資金特例貸付のお申込みに際して必要な書類等

新潟県社会福祉協議会では市町村社会福祉協議会窓口での申請申込みのほか、緊急小口資金の特例貸付は郵送での申請申込みも行っています。なお、郵送でのお申込みの場合、郵送後、市町村社会福祉協議会からの電話確認を受けていただくことで受付が完了します。

※お急ぎの場合、お住まいの市町村社会福祉協議会への来所により申請していただく方が速く確実です。

### (1) 窓口での申込み

お住まいの地域の市町村社会福祉協議会（事前にお問い合わせください）

### (2) 郵送での申込み

- ・申請に必要な書類は、新潟県社会福祉協議会ホームページ(下記参照)よりご自身で印刷いただくか、「新潟県社会福祉協議会 生活支援課」にご連絡ください。
- ・また、申請書類以外にご用意いただく必要書類もありますので、漏れないようにご準備いただき、最寄りの市町村社会福祉協議会へ書留又は特定記録郵便(配達確認ができる送付方法)にて送付してください。

#### 【申請書類請求先】

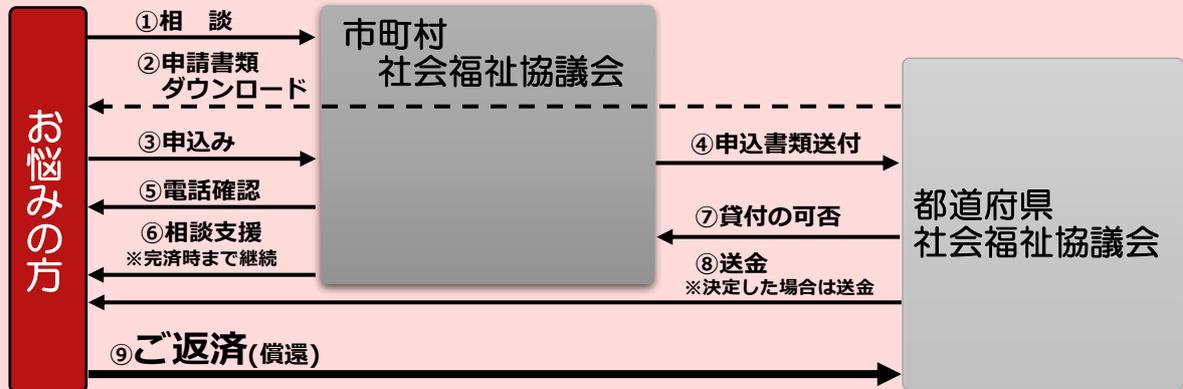
〒950-8575 新潟市中央区上所 2-2-2 新潟エゾノサ 3F  
新潟県社会福祉協議会 生活支援課  
<http://www.fukushiniigata.or.jp>  
☎025-281-5522 (9:00～17:00/平日のみ)

#### 【申請書類】

- ①「借入申込書」
- ②「借用書」
- ③「重要事項説明書」
- ④「収入の減少状況に関する申立書」又は令和2年2月以降に収入減となったことを確認できる書類
- ⑤「確認チェックリスト」
- ⑥「本人確認書類(写)」(写真が添付された証明書)  
※ 運転免許証・マイナンバーカード・健康保健証
- ⑦「在留カード」(外国人の場合)
- ⑧「世帯全員の住民票謄本」(世帯員全員が記載された原本)  
※個人番号(マイナンバー)が入っていないものを提出してください。
- ⑨申込者名義の預金通帳 又は キャッシュカード (振込口座を確認できる書類の写)  
※インターネットバンキングは除く。  
※通帳を一枚めくった、金融機関名・口座名義・口座番号・支店名等が記載されているページをコピー願います。  
※書類・キャッシュカード等の写しは金融機関名・口座名義・口座番号・支店名等が明確に印刷されているか、必ず確認ください。

## ■ 相談・申請からご返済までの流れ

### 貸付手続きの流れ (郵送)



- ・ 申込書等に必要事項を記入後は、お住まいの市町村社会福祉協議会へ郵送(書留又は特定記録郵便)してください。
- ・ 書類が届いたところで、市町村社会福祉協議会から申込者あてに電話連絡します。
- ・ 本人及び記入内容等を確認し、借入理由などの聞き取り、重要事項等を説明させていただくことで受付が完了となります。

### ■ 留意事項

- ・ 現在、申請件数が大幅に増え、審査や送金などの事務が大変混み合っている状況です。
- ・ お急ぎの旨は承知しておりますが、なるべく早く皆様に送金するためにも、個別の審査状況や送金予定日のお問合せにつきましては、ご遠慮いただきますようご理解のほど、お願いいたします。

### ■ 貸付金の送金について

- ・ 申請書類を新潟県社協で受理してからおおよそ 4 営業日程度で、借用書で指定いただいた借入申込者名義の金融機関口座に、貸付金を振り込みます。
- ・ なお、書類に間違いや不備があった場合、修正等が必要となり貸付金送金までに時間を要することになりますので、お急ぎの場合は最寄りの社会福祉協議会窓口での来所により申請していただくほうが速く確実です。

### ■ ご返済について

- ・ 貸付金を交付した月の翌月から 1 年間は据置期間となります。返済は据置期間が終了した翌月から始まります。